同条各号に掲げる事務に従事する職員（以下「郵便局取扱事務従事職員」という。）及び当該請求、当該届出又は当該申請を行う者以外の者が、容易に見ることができないように適切な措置が講じられた施設

二　地方公共団体（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区又は総合区（法第二条第二号、第八号及び第九号に掲げる事務の実施にあっては、市又は区若しくは総合区。次項において同じ。）との間で証明書等及びこれらの交付の請求に係る書類、届出書類等並びに申請書類に記載された情報を電磁的方法により送受信する場合は、個人情報の適正な取扱いその他郵便局取扱事務（法第三条第一項第一号に規定する郵便局取扱事務をいう。以下同じ。）の適正かつ確実な実施を確保することができる送受信設備

三　証明書等の交付の請求に係る書類、届出書類及び申請書類を適切に保管することができる設備

2　法第三条第一項第二号に規定する総務省令で定める施設及び設備（法第二条第六号及び第七号に掲げる事務を取り扱わせる場合に限る。）は、次のとおりとする。

一　法第二条第六号及び第七号に規定する署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書（以下この項において「署名用電子証明書等」という。）の記録事項、これらの号に規定する署名利用者確認及び利用者証明利用者確認のための書類並びに署名用電子証明書等の発行又は失効を求める旨の申請に係る書類を、郵便局取扱事務従事職員及び当該申請を行う者以外の者が、容易に見ることができないように適切な措置が講じられた施設

［二　略］

三　法第二条第六号及び第七号に掲げる事務を取り扱わせることとした地方公共団体を経由して地方公共団体情報システム機構との間で行われる署名用電子証明書等に係る情報の送受信及び当該署名用電子証明書等のこれらの号の電磁的記録媒体への記録その他署名用電子証明書等の発行又は失効を求める旨の申請に係る事務の適正かつ確実な実施を確保することができる設備

［四　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第四十四号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

二　地方公共団体（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区又は総合区（法第二条第二号及び第七号に掲げる事務の実施にあっては、市又は区若しくは総合区。次項において同じ。）との間で証明書等及びこれらの交付の請求に係る書類に記載された情報を電磁的方法により送受信する場合は、個人情報の適正な取扱いその他郵便局取扱事務（法第三条第一項第一号に規定する郵便局取扱事務をいう。以下同じ。）の適正かつ確実な実施を確保することができる送受信設備

三　証明書等の交付の請求に係る書類等を適切に保管することができる事務

2　法第三条第一項第二号に規定する総務省令で定める施設及び設備（法第二条第五号及び第六号に掲げる事務を取り扱わせる場合に限る。）は、次のとおりとする。

一　法第二条第五号及び第六号に規定する署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書（以下この項において「署名用電子証明書等」という。）の記録事項、これらの号に規定する署名利用者確認及び利用者証明利用者確認のための書類並びに署名用電子証明書等の発行又は失効を求める旨の申請に係る書類を、郵便局取扱事務従事職員及び当該申請を行う者以外の者が、容易に見ることができないように適切な措置が講じられた施設

［二　同上］

三　法第二条第五号及び第六号に掲げる事務を取り扱わせることとした地方公共団体を経由して地方公共団体情報システム機構との間で行われる署名用電子証明書等に係る情報の送受信及び当該署名用電子証明書等のこれらの号の電磁的記録媒体への記録その他署名用電子証明書等の発行又は失効を求める旨の申請に係る事務の適正かつ確実な実施を確保することができる設備

［四　同上］